



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

815	有害図書等の指定	(こども支援課).....	1
816	川辺町周辺土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	2
817	県営土地改良事業計画の決定	( " ).....	3
818	"	( " ).....	4
819	"	( " ).....	4
820	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	5
821	保安林の指定予定の通知	( " ).....	5
822	保安林の指定	( " ).....	5
823	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	6
824	"	( " ).....	6
825	保安林の指定施業要件の変更	( " ).....	7
826	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	7
827	令和6年度砂利採取業務主任者試験の実施	(河川課).....	7

### ○ 公安委員会告示

29	遊泳区域の指定	.....	9
----	---------	-------	---

### ○ 選挙管理委員会告示

51	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	9
52	資金管理団体の届出事項の異動の届出	.....	10
53	政治団体の解散の届出	.....	10
54	政治団体の設立の届出	.....	11
55	資金管理団体の届出	.....	12

## 告 示

### 和歌山県告示第815号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和6年8月20日指定した。

令和6年8月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	オークション・ハウス MI6からの刺客	50466-11	リイド社
コミック	オークション・ハウス 闇の底の死闘	50465-72	リイド社
雑 誌	実話BUNKAタブー 9月号	05375-09	コアマガジン
雑 誌	週刊実話ザ・タブー 9月7日号	20327-9/7	日本ジャーナル出版

雑 誌	実話ナックルズウルトラストロング vol.3	68550-35	大洋図書
雑 誌	実話ナックルズSPECIAL 2024夏	68550-64	大洋図書
雑 誌	実話ナックルズGOLDドキュメント Vol.11	68550-77	大洋図書
雑 誌	実話ナックルズウルトラ vol.33	68550-70	大洋図書
雑 誌	金のEX DVD Vol.20	68550-51	大洋図書

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

### 和歌山県告示第816号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、川辺町周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年8月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

#### 1 退任した役員（令和6年7月30日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	丸山幸男	日高郡日高川町大字山野219番地1
理事	妹脊幹勇	日高郡日高川町大字和佐122番地
理事	藏光利一	日高郡日高川町大字松瀬176番地
理事	玉置俊久	日高郡日高川町大字玄子426番地
理事	八田啓	日高郡日高川町大字小熊3288番地
理事	山崎辰雄	日高郡日高川町大字土生579番地
理事	玉置孝治	日高郡日高川町大字中津川1291番地1
理事	戸根一彦	日高郡日高川町大字千津川4734番地
理事	東稔	日高郡日高川町大字鐘巻1756番地
理事	山中和好	日高郡印南町大字印南原566番地の1
理事	森本悟	日高郡印南町大字印南3417番地
理事	井上善士美	日高郡印南町大字印南2348番地
理事	小竹弘	日高郡印南町大字西ノ地266番地の4
理事	村上吉弘	日高郡印南町大字島田1916番地
理事	松村親憲	日高郡由良町大字三尾川285番地
理事	久留米啓史	日高郡日高川町大字江川463番地1
理事	日裏勝己	日高郡印南町大字皆瀬川263番地
理事	松本秀司	日高郡日高町大字志賀993番地
理事	山名実	日高郡由良町大字吹井252番地の8
監事	上山佳弘	日高郡日高川町大字千津川5204番地1
監事	岡本晃一	日高郡印南町大字山口565番地
監事	中谷隆	日高郡由良町大字三尾川86番地
監事	市ノ瀬康子	日高郡日高川町大字千津川4436番地

#### 2 就任した役員（令和6年7月31日就任）

職名	氏 名	住 所
----	-----	-----

理事	丸山幸男	日高郡日高川町大字山野219番地1
理事	西川富雄	日高郡日高川町大字和佐377番地
理事	川越安信	日高郡日高川町大字松瀬108番地
理事	玉置俊久	日高郡日高川町大字玄子426番地
理事	瀧本善夫	日高郡日高川町大字小熊6193番地1
理事	山崎辰雄	日高郡日高川町大字土生579番地
理事	玉置孝治	日高郡日高川町大字中津川1291番地1
理事	戸根一彦	日高郡日高川町大字千津川4734番地
理事	東稔	日高郡日高川町大字鐘巻1756番地
理事	山中和好	日高郡印南町大字印南原566番地の1
理事	森本悟	日高郡印南町大字印南3417番地
理事	西川育宏	日高郡印南町大字印南2348番地
理事	小竹弘	日高郡印南町大字西ノ地266番地の4
理事	前山照夫	日高郡印南町大字島田2219番地
理事	松村親憲	日高郡由良町大字三尾川285番地
理事	久留米啓史	日高郡日高川町大字江川463番地1
理事	日裏勝己	日高郡印南町大字皆瀬川263番地
理事	松本秀司	日高郡日高町大字志賀993番地
理事	山名実	日高郡由良町大字吹井252番地の8
理事	熊谷重美	日高郡日高川町大字小熊3850番地1
理事	大谷知美	日高郡印南町大字山口234番地
監事	上山佳弘	日高郡日高川町大字千津川5204番地1
監事	岡本晃一	日高郡印南町大字山口565番地
監事	里地芳卓	日高郡由良町大字三尾川148番地
監事	市ノ瀬康子	日高郡日高川町大字千津川4436番地

### 和歌山県告示第817号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業符ノ谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和6年8月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業符ノ谷池地区に係る事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年9月2日から同年10月1日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

---

**和歌山県告示第818号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業岩池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和6年8月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業岩池地区に係る事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年9月2日から同年10月1日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

---

**和歌山県告示第819号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業七山新田池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受け

た日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和6年8月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業七山新田池地区に係る事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年9月2日から同年10月1日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び海南市まちづくり部建設課

---

和歌山県告示第820号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和6年8月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町大字伊藤川字靱谷172の2、174の5、174の7から174の10まで、字蛇ノ谷178の3、179の4、180、字立岩181の1、182の2

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

---

和歌山県告示第821号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年8月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡高野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

和歌山県告示第822号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年8月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字大蔵字峠尻り39の1、45の1から45の3まで、46の1、46の3、48の3、56、57、58の1から58の3まで、59、字橋爪120の1、120の2（次の図に示す部分に限る。）、122の4、146・156の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、157の1、157の2、字炭屋谷445、445の2・449の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、449の2、449の3、字荒田591の1・592・593（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、594の1、594の2・594の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、598の3、599の1（次の図に示す部分に限る。）、字不動ノ尾605の2・605の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、607の1、607の3、字陰地609の1・628（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第823号

令和6年和歌山県告示第697号（以下「告示第697号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を那智勝浦町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年8月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

前田三千雄

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第697号のとおり

#### 和歌山県告示第824号

令和6年和歌山県告示第747号（以下「告示第747号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を古座川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年8月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

奥一郎

上地正吾

上地清士

沖勇

上根義男  
南新二  
南務  
山口久雄  
芝忠夫  
山口雅夫  
和田隆治

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第747号のとおり

---

**和歌山県告示第825号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年8月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第826号**

令和6年農林水産省告示第1437号（以下「告示第1437号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年8月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不分明である通知の相手方
  - 野下幸男
  - 野下昌子
  - 久保義彦
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第1437号のとおり

---

**和歌山県告示第827号**

令和6年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、次

のとおり実施する。

令和6年8月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 試験の日時 令和6年11月8日（金）午前10時から正午まで

2 試験実施場所 和歌山県田辺市新庄町3353番地の9  
和歌山県立情報交流センターBig・U 研修室2

3 試験科目 筆記試験

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

※ 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）、技術問題15問（7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書 1通

イ 写真 1枚

縦6センチメートル、横4センチメートルとし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

なお、写真は受験願書の裏に貼付して提出すること。

ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円

消印はせずに受験願書に貼付して提出すること。

エ 受験票送付用封筒 1通

受験票送付先の郵便番号、住所及び氏名を記載すること。

なお、受験票送付用の切手の貼付は不要とする。

(2) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川下水道局河川課 砂利採取業務主任者試験係

電話番号 073-441-3132

(3) 受験願書等の提出期間

ア 和歌山県県土整備部河川下水道局河川課への持参の場合

令和6年10月1日（火）から同月15日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間

イ 郵送の場合

令和6年10月1日（火）から同月15日（火）までの間のいずれかの日の消印があるものを受け付ける。

(4) 受験票の交付

受験願書を受理した場合は、提出期間終了後に受験票を交付する。

なお、受験票が令和6年11月1日（金）までに到着しないときは、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課まで連絡すること。

5 合格者の発表等

(1) 合格発表日

令和6年11月29日（金）

(2) 発表の方法

合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川下水道局河川課に合格者の受験番号を掲示するとともに、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.html>）にて公開する。また、受験者に対し郵送により可否を通知する。

#### 6 試験結果の情報提供

この試験の結果については、受験者本人の申出により、情報提供を受けることができる。

情報提供を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課に申し出ること。

申出の期間は、令和6年11月29日（金）から同年12月27日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時（情報提供期間の初日は合格発表後）から午後5時45分までとする。

#### 7 その他

- (1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課及び各振興局建設部において、令和6年8月30日（金）から同年10月15日（火）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に配布する。また、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課ホームページからもダウンロード可能とする。
- (2) 受験者は、試験開始30分前から入室できるものとし、10分前には着席すること。遅刻は試験開始後30分までは認めるが、それ以降の受験は原則として認めない。試験途中の退室については、試験開始40分後から終了10分前まで認めるが、退室時には答案用紙を提出することとし、再入室は認めない。
- (3) 試験問題は、試験開始から40分を経過した後に、受験者本人に限り持ち帰りを認める。
- (4) 天候、交通機関等の都合により試験の実施ができない場合は、別途知事が指定する日に試験を実施する。
- (5) その他試験に関する問合せは、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課まで行うこと。

## 公安委員会告示

### 和歌山県公安委員会告示第29号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和6年8月30日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
白良浜海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町地先の海域で、「白良浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和6年9月1日から同月30日まで
臨海浦海水浴場	西牟婁郡白浜町崎ノ北	西牟婁郡白浜町崎ノ北地先の海域で、「臨海浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
江津良海水浴場	西牟婁郡白浜町江津良	西牟婁郡白浜町江津良地先の海域で、「江津良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上

## 選挙管理委員会告示

### 和歌山県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年8月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
参政党和歌山第2支部	栗山衛人	代表者	栗山衛人	山本芳栄	令和 6.3.26
		会計責任者	山本芳栄	小出一也	令和 6.3.26
自由民主党吉備町支部	生駒雅昭	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町田口337	有田郡有田川町野田351	令和 6.7.15
		代表者	生駒雅昭	上田久夫	令和 6.7.15

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
玉木ひさと後援会	藤田孝博	主たる事務所の所在地	有田市古江見49-1	有田市宮原町道333-2	令和 6.6.1
和歌山市薬剤師連盟	太田栄美	代表者	太田栄美	阪井哲司	令和 6.6.24

## 和歌山県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年8月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異 動 年月日
森礼子	星礼会	主たる事務所の所在地	和歌山市新八百屋丁25	和歌山市新内8	令和 6.6.14

## 和歌山県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年8月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
岡本としなが後援会	岡本年永	令和 6.6.30

## 和歌山県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年8月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党和歌山県第1区総支部	村上賀厚	村上賀厚	和歌山市九番丁10 九番丁ビル5階	衆議院議員	○	令和6.7.25

## その他の政治団体

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名	公職の種類(第2号)	届出年月日
村上賀厚後援会	村上賀厚	村上賀厚	和歌山市九番丁10 九番丁ビル5階	衆議院議員	村上賀厚	衆議院議員	令和6.7.25
「和歌山から日本を再起動!!」実現の会	世耕弘成	川村太祐	和歌山市南汀丁22	参議院議員	世耕弘成	参議院議員	令和6.8.8

## 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
日本維新の会和歌山県有田市支部	池田敦城	池田敦城	有田市宮崎町253-8	令和6.8.7

## その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
栗山育也後援会	川口哲生	栗山友梨	有田市新堂113-6	令和6.7.9
太田とおる後援会	太田徹	太田志宝	東牟婁郡串本町須江811-3	令和6.7.11
嶋田あきら後援会	貴志公哉	嶋田唯	有田市辻堂709-2	令和6.7.17
松下恭子後援会	松下由和	松下由和	日高郡みなべ町埴田1540-22	令和6.7.19

脇村たかお後援会	脇村隆生	松下皇太郎	有田市初島町浜1433-8	令和 6.7.22
輝進隊	川口富士夫	西川尚志	日高郡みなべ町市井川79	令和 6.8.7

## 和歌山県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年8月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
浦平美博	和歌山県議会議員	うらひらよしひろ後援会	和歌山市梅原77番地17	令和 6.7.17
池田敦城	和歌山県議会議員	池田あつき後援会	有田市宮崎町253番地8	令和 6.7.17